

令和3年度 第6回騒音障害防止のためのガイドライン見直し検討会  
議事要旨

○開催日時：令和4年2月2日(水)9:30~12:30

○開催場所：TKP品川カンファレンスセンター カンファレンスルーム6B  
及びWEB方式

○出席者

委員(50音順、敬称略)

安福 慎一

井上 仁郎

大屋 正晴

岡本 和人

菅 晃

國谷 勲

佐藤 恭二

柴田 延幸

清水 英佑

和田 哲郎

オブザーバー

土屋 良直

厚生労働省

構 健一(労働衛生課主任中央労働衛生専門官)

鈴木 聡(化学物質対策課環境改善室長補佐)

早川 慎(労働衛生課産業保健係長)

中原 勇太(労働衛生課係員)

事務局

中央労働災害防止協会

○資料

6-1. 第5回検討会における議論の整理(案)

6-2. 聴覚保護具と労働衛生教育に関する見直しの方向性(案)

6-3. 騒音対策に必要な知識と騒音ばく露抑制対策について(井上委員)

6-4. 騒音障害防止のためのガイドライン見直し方針案(令和4年2月2日)

6-5. 対象作業場の確認について

## ○議題

- 1) 前回議論の確認について
- 2) 騒音ばく露抑制の基本的対策について
- 3) ガイドライン見直し方針の検討について

## ○議事

- 前回議論の確認について、「第5回検討会における議論の整理(案)」(資料 6-1)を事務局より説明し、了解された。
  - 前回議論を踏まえて整理した「聴覚保護具と労働衛生教育に関する見直しの方向性(案)」(資料 6-2)を厚生労働省より説明し、國谷委員からの指摘を踏まえて字句を修正し、了解された。なお、聴覚保護具の“使用”と“着用”の用語の使い分けについては、事務局と厚生労働省で相談して整理することとなった。
  - 「騒音対策に必要な知識と 騒音ばく露抑制対策について」(資料 6-3)を井上委員より説明した。ガイドラインに従って事業場が取り組むべき騒音ばく露抑制対策についての紹介と、その前提として必要な音の特性に関する知識を中心とするもの。
    - ・ 設備を設置した後の騒音対策が困難であることを踏まえると、設置時に騒音対策を含めて考えることは重要。工程や作業そのものに密接に関連するから、周囲を囲うなどの共通対策でなく、事業場で実務にかかわる関係者が関与した対策であるべき。ガイドライン発出後も事業場や教育教材などで活用したい。
    - ・ 衝撃音について言及があったが、現実的な対応として、衝撃音が問題となりそうな対象を特定して注意喚起するというようなことでよいか。日本産業衛生学会や海外でも基準値が示されていることではあるが、具体的な対策が今ひとつ見えず気がかりではある。
- ⇒相当な音圧の衝撃音であっても、耳栓によりきちんと効果があることがわかっている。大きな衝撃性の音が発生する機械等に着目して、少なくともその時間は耳栓などによりばく露を減少させるなどがよい。
- 前回議論を踏まえて整理した「騒音障害防止のためのガイドライン見直し方針案(令和4年2月2日)」(資料 6-4)及び「対象作業場の確認について」(資料 6-5)を厚生労働省より説明した。主な議論は以下のとおり。
  - ・ 資料の「(3) 安全衛生管理体制とリスクアセスメント」に関し、建設工事現場についても、あくまで管理者は個々の事業者であって、元請はそれを指導、援助する役割にとどまるべき。それがわかるような表記にしないと、責任の所在が不明確になってしまうのではないか。
- ⇒ご指摘を踏まえ表現ぶりを整える。教育などの基本的な事項について措置を講ずるのは、あくまで事業者であることを明確にした上で、元請事業者には、教育研修の場を設けるなどの側面支援を期待する。ただし、下請の事業者だけでできないこと、例えば、定置型の設備等大がかりなものなどについては、各事業者が行えないものもあるから、工事現場を提供する元請事業者との連携が必要である。
- ・ 計画の届出はあくまで安全対策との認識で、現状ではあまり騒音対策など出していないように思うが、確かに現行ガイドラインでも規定されている。大規模工事などの届出におい

て大きな負担とならない程度の一般的な書類でよいだろうか。

⇒法令に基づき必要な労働安全衛生法第 88 条の規定に基づく計画の届出に関し、ガイドラインに基づく指導事項として騒音対策についても求めたもの。計画の届出は、工場などの恒久的な設備、局所排気装置などの衛生対策にも求められるものであり、先ほど説明のあった設置時の対策が重要という考え方にも通ずるもの。ただし、建設工事に伴う計画届出においては、基本的な対策を資料として添付してあればよいと思うので、出先機関においても統一した運用となるよう、解説その他で一言触れるようにする。

- ・作業場ごとに騒音障害防止対策の担当者を決める重要性については理解するが、班長まで落とすと厳しい。せいぜい職長ぐらいが適任と思うが、業種によりどの程度が適切か。

⇒確かに、業種にもよるが職長クラスを中核とするのが実態に合っている。規模にもよるが、それを衛生管理者が統括してもらえると、なおよい。

- ・屋外での騒音ばく露レベルの測定を6か月以内ごとに1回とすることについて、工事現場単位ではなく、あくまで事業者単位で考えることを原則とすることによいか。例えば、コンクリートのはつり作業のように、現場を移動していく事業者は、班を組んで交代するので、6か月間に多くの現場を移動することになる。

⇒工事現場単位ではなく、事業者の単位が原則になる。専門業者がはつり機やコンクリートカッターなどの工具、機械とともに、複数の現場を持ちまわる場合、工具や作業がほぼ同じということであれば、ある工事現場での測定結果を他の工事現場で活用することは現実的である。

屋外での測定を6か月以内ごととしているのは、ばく露測定結果等に応じて聴覚保護具の使用や定期健康診断の実施などに影響することとなるため。ここからは実務的な対応ということになるが、既存の測定結果を判断した上で6か月後に再利用することは否定しない。工具を本格的に修理した場合や、狭隘な場所での作業など、状況が大きく違う状況でなければ、頻繁な測定は不要である。現場を管理する元請は、これらを把握する指導をしてもらえればよい。

⇒これらの詳細をガイドラインにそこまで細かく書くことにはならないだろうから、建設業関係については、建災防が作成する教育教材などの資料の中で実務的な対応を示してもらえればよい。ガイドラインで細かく決められてしまうと、現場への浸透にかえて時間がかかることにもなる。

- ・標識について、屋内作業場以外では必要ないと考えてよいか。山岳トンネル工事において、耳栓の着用義務を掲示しているが。

⇒騒音を発する場所である旨の標識などでの明示は、労働安全衛生規則において、屋内作業場に対する義務とされており、屋外作業場など場所の概念、範囲が不明確なところにまでは求められない。聴覚保護具の使用義務についての掲示については、屋内作業場に限定されないが、標識明示とは別の条文による。保護具の使用掲示については、トンネル工事現場のように、場を管理できるものは注意喚起をするのがよいかもしい。屋外の作業場については、（場所として等価騒音レベルが高いと評価された場合を除き、）聴覚保護具の使用が必要な労働者を特定して管理することが現実的と思われる。

- ・騒音の作業環境測定の実施者については、資格の定めはないが、ガイドラインの解説で、作業環境測定士や事業場の衛生管理者あるいは作業環境測定機関に委託するのが良いとしている。個人ばく露測定も同様の考えでよいか。

⇒個人ばく露測定についても同様と考えている。ただし、作業環境測定のように専門家の常時立会いや三脚付き測定機器の設置といった現場でのわずらわしさからは解放される。

⇒個人ばく露測定について、外部委託は今後負担が大きくなるように思うので、ぜひ管理者向け教育の中で、測定の実務についても含めてもらうのがよい。

⇒管理者向け教育において、騒音測定の実務を加えることは重要である。作業環境測定士の試験区分に騒音測定はないので、騒音に特化した測定方法に関する貴重な教育機会となる。

- ・作業環境測定機関や健康診断実施機関など、ガイドライン発出とともに事業場から支援を求められる関係機関（サポーター）に対しては、事前の準備が必要となるので、本検討会での途中過程を公表することはもちろん、関係団体にも協力を求め、2月末を目途に、厚生労働省から検討状況のWEB説明会などを開催することを考えている。
- ・騒音健康診断における健康管理区分ごとの措置において、業務上によるかどうかの判断を含まないとあるが、これは、労災認定と関係ないということか。

⇒そのとおり。健康管理区分は、聴力検査結果をもとに区分したもので、もっぱら現場の労働衛生管理に活用するためのもの。聴力レベルは、業務と関連のない病気が原因のこともあるし、私的な時間や前職での騒音ばく露が原因のこともあるので、聴力低下の原因が業務との関連があるかどうかの診断は、耳鼻科医なり騒音性難聴を専門とする担当医に判断してもらわないといけない。

- 資料 6-4 及び資料 6-5 については、各委員（建災防を含む。）からコメントを2月10日までに事務局で受け付けた上で、事務局で厚生労働省とも調整の上、各委員に再度回付することとされた。今回は、これらの最終案を確認する観点から開催することとした。